

総 説

トピックス

希少生物の保護活動について

三重県では、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある種のうち特に保護する必要がある種として、20種を「三重県指定希少野生動植物種」として指定しています。

○ハマナツメの保護活動について

ハマナツメは、海岸部の湿地に生息し、種子が海流で散布される（海流散布植物）という特徴を持ち、熱帯・亜熱帯地方に発達するマングローブ植物と似ており、半マングローブ植物とも呼ばれています。

県内の生育地は、東紀州の沿岸部の海跡湖などに点々とみられます。ハマナツメは限られた場所でしか生育できず、一度生育地が失われると絶滅してしまう可能性が大きいため、獣による食害の影響調査を実施し、影響の大きい箇所については、獣害防護柵や防護ネットを設置するなど食害防止対策を講じます。平成19年度においては、県と研究者が協働して2回の保護活動を実施しました。



ハマナツメの状況
(下から1m程度は食害により葉や新芽がなくなっている)



獣害防護施設
(ネット)
施工状況

○マメナシの保護活動

マメナシ(イヌナシ)は、里山や溜池周辺などの湧水のある場所に自生するバラ科の落葉高木で、国内では愛知、岐阜、三重の一部のみに自生しています。

特に桑名市多度の自生地(県指定天然記念物)は、日本で最も大きな群落であり、自然更新の可能性のある自生地として極めて重要ですが、近年は薪炭林としての地域での利用等もなくなり長年にわたり放置されてきた結果、植生遷移の進行に伴ってマメナシの活力が低下している様子が確認されました。

このため、平成16年度に専門家、桑名市、県を交えて現状を踏まえた保全活動を計画し、地元NPOの方々の協力のもと定期的な間伐、下草刈りなどの取組みを始めました。このような継続的な取組みを進めるなか、平成18年頃から実生が目立ちはじめ、現在は実生苗も草丈20~30cmのものが見られるなど順調な成長が確認されました。今後もマメナシ自生地保護に向けて、地域の方と共同で息の長い取組みを続けていきます。



マメナシの花



専門家による現地での講義



保全活動の様子



実生も順調に生長